

解
說

総説

第一章 序言

漆紙文書は、周知のごとく漆容器の蓋紙として漆液面に密着してかぶせられた反古紙である。これが廃棄後も付着した漆に保護されたために、土中でも腐ることなく遺存したものである。さて、本報告書は都城遺跡から出土した漆紙文書の集成として初めてのものとなるので、まず都城出土資料を軸に、漆紙文書の調査研究の歩みを略述することにする。

漆紙文書が初めて確認、報告された遺跡は、平城京跡であった。一九七〇年七月に行われた奈良国立文化財研究所平城宮第六八次調査において、左京二条二坊六坪の東側に当たる東二坊坊間路西側溝から二点の資料が出土し、同年九月及び翌一九七一年に漆片に文字があるものとして報告されたのである。これを出発点として漆紙文書研究の歴史が始まるが、現在に至るまでの歩みは大きく三時期に分けることができる。

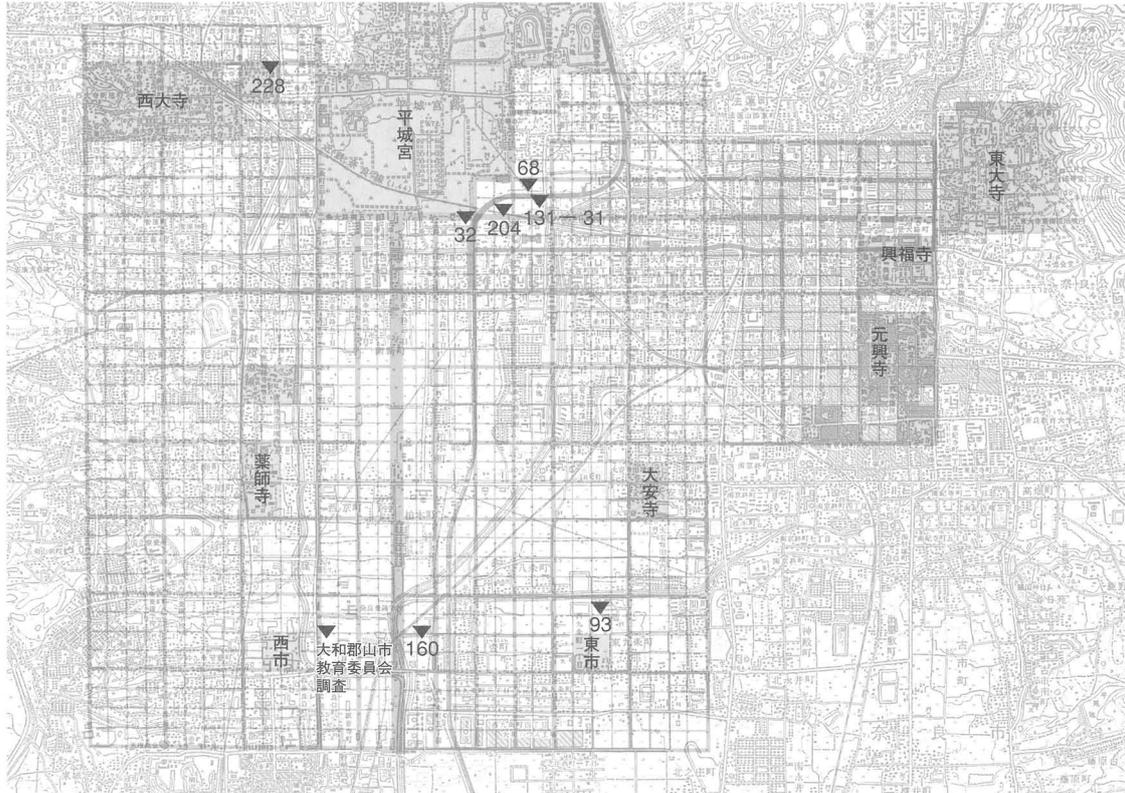
第一期は一九七〇年の発見から一九七八年までである。平城京跡での発見とほぼ同じ時期、宮城県多賀城跡の第九次調査において、政庁地区から大量の漆紙文書が出土した。一九七〇年八月のことである。この資料群は、後に漆紙文書の史料学的性格を明らかにするのに大いに寄与することになるのであるが、当時はまだ紙として認識されず、皮製品として保管されることになった。次いで一九七三年、多賀城跡第二二次調査で計帳様文書が出土し、これが翌年報告された。これが多賀城で最初に報告された漆紙文書である。

この頃から同種の紙が出土することについての認識が深まり、平城京跡では

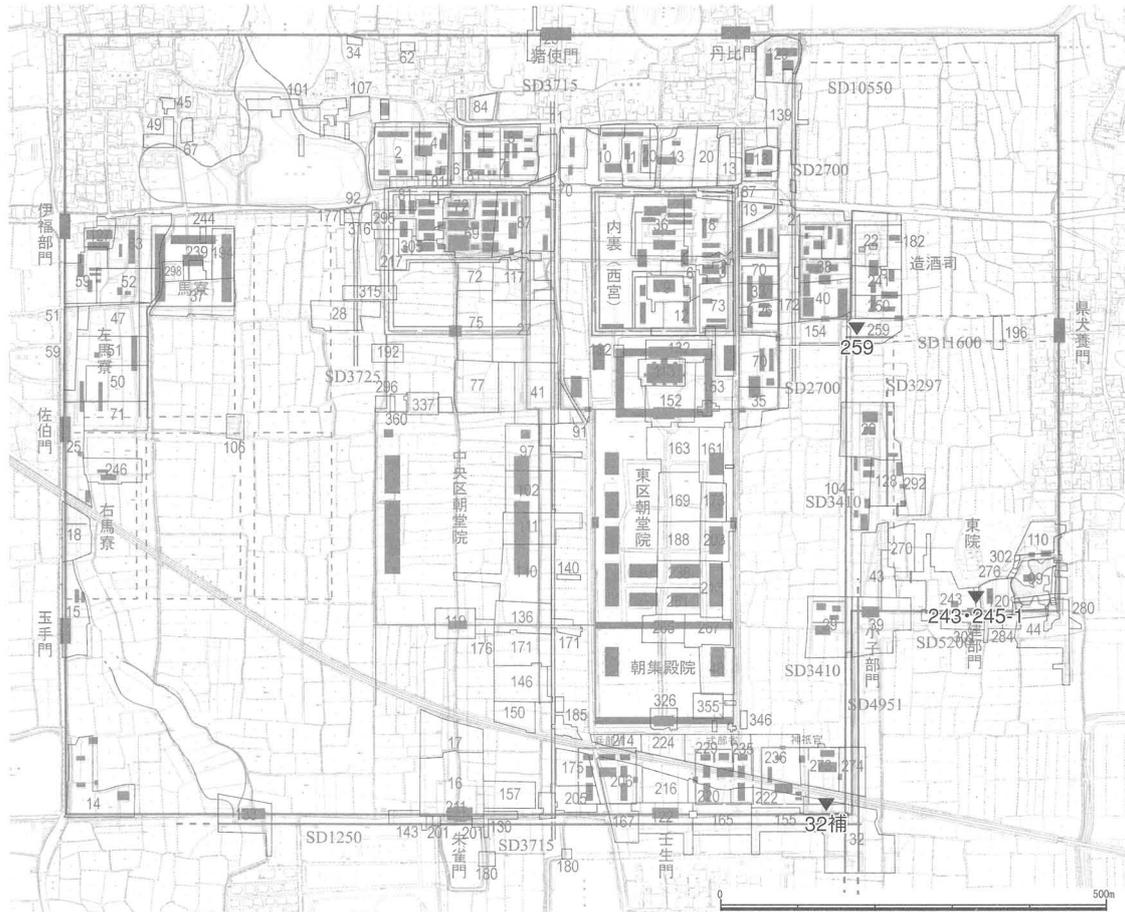
一九七五年の第九次調査、多賀城跡では一九七四年の第二三次調査、一九七六年の第二八次調査、一九七七年の第三〇次、第三一次調査などで出土が確認された。しかし、この時点はまだ漆紙文書の史料学的位置づけが不明確で、確認できた資料をその都度報告するということが行われている段階であった。今からみれば、手探りで調査を進めながら着実に事例を蓄積している時期であると位置づけられる。また、奈良国立文化財研究所と宮城県多賀城跡調査研究所との間で情報の交換が行われるなど、都城遺跡の調査機関と東北地方における城柵遺跡の調査機関との間で一定の連携の下に調査が進められていたということも注意されてよい。

その後、研究の進展に伴い、それまで皮製品と思われていた多賀城跡第九次調査出土資料が漆紙文書として認識されるようになった。この調査成果は一九七八年に公表され、翌一九七九年には報告書が刊行されるに至った。この段階で、漆容器の蓋紙としての性格が明確になるとともに、技術的にも赤外線ビデオカメラの利用が確立したことにより、調査研究は新しい段階に入った。これ以後を研究の第二期とすることができると、多賀城跡で豊富な資料が得られたこともあり、第二期における研究の中心は、質、量ともに東北の城柵遺跡であった。

一方、この時期、都城遺跡出土資料の調査についても、一定の成果が蓄積された。平城宮・京跡についてみると、一九八〇年代には、一九六〇年代に出土しながら文書とは認識されていなかった資料について、再調査、報告がなされた。また、一九八四年に右京八条一坊十四坪から大量の資料が出土し、これが一九九〇年になって報告されるに至った。一方、長岡京跡でも一九八〇年に初めて漆紙文書が出土し、それ以降着実に出土事例が増加している。しかしながら、漆紙文書自体についての報告書が刊行された多賀城跡、秋田城跡、鹿の子C遺跡、下野国府跡などに比べ、都城出土の漆紙文書はあまり注目されてこなかったのが実状であった。



第1図 平城京発掘調査位置図 (▼印：漆紙文書出土地)



第2図 平城宮発掘調査位置図 (▼印：漆紙文書出土地)

ところが、一九九五年に至り、平城宮第二五九次調査で租帳に類似した文書が出土したことを契機として、奈良国立文化財研究所では過去に出土した資料を再調査する作業を開始した。同じ頃、長岡宮・京跡でも一九九四年、九五年に計三カ所から漆紙文書が出土した。これらの調査の蓄積の中から、都城遺跡という枠組みの中で資料の位置づけを考えなければならないということが認識されるようになったのである。この点において研究は新しい段階に入ったと評価でき、一九九〇年代半ば以降を第三期とすることができよう。

第三期における平城宮・京跡出土資料に関する再調査の成果は、各年度の『奈良国立文化財研究所年報』で報告し、その一端は一九九八年に行った「なら平城京展98」においても展示した。しかし、報告が複数年度に分散していること、紙数の関係で掲載できなかったものがあることなど、研究環境は整ったとはいえない状態であった。また、近年、デジタルカメラによる赤外線撮影の技術が進歩し、より鮮明な画像の提供が可能になった。

こうしたことを背景に、平城宮・京跡出土漆紙文書に関する調査成果を集大成する報告書を作成することが計画され、ここに刊行する運びとなったのである。本書の刊行が、都城出土漆紙文書の研究を次の段階へと展開させる契機となれば幸いである。

第二章 漆紙文書出土の遺構

(一) 左京三条一坊十六坪(第三二次調査)

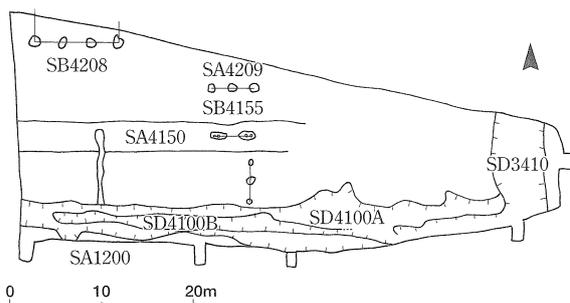
第三二次調査は、一九六六年に行われ、平城宮東南隅とそれに隣接する左京三条一坊十六坪を発掘した。漆紙文書は十六坪東北部にある土坑SK三九九五から一点出土した。

十六坪及び南隣の十五坪は、この調査以後、第一一八八次、第二三〇次、第二三四―九次の各調査が実施されており、これらの調査の知見は『一九九二年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九三年)、『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』(一九九五年)などに整理されている。それらによると、十五坪十六坪の間には条間小路が存在せず、奈良時代を通じて二つの坪は一体として利用されていたが、両坪の間には築地塀があり、南北二つの区画に分けられていた。十五坪の中心部では三棟の大型東西棟建物を南北に並べて配し、その左右に南北棟建物を対称に置くという整然とした建物配置を取る。これらはほぼ同じ位置で掘立柱建物から礎石建物に建て替えられるが、奈良時代を通じて存続する。また、十六坪では南部中央に大型の四面庇付き建物があり、その東側には大型の井戸が設けられていた。この井戸からは「内匠寮」と記した木簡が出土した(『平城木簡概報二七』、一九九三年)。漆紙文書一が出土した土坑付近の坪東北部では、棟持柱を有する特殊な構造の掘立柱建物が検出された。以上のような遺構の状況から、十五坪十六坪は個人の宅地ではなく、宮外官衙もしくは離宮的な機能をもつ施設があったと推定している。

(二) 平城宮跡東南隅(第三二次補足調査)

第三二次補足調査は一九六六年に行われ、第三二次調査区の北西に接する場所で実施された。漆紙文書は東西溝SD四一〇〇Aから二点出土した。

この調査区では平城宮の南面大垣のほか、築



第3図 第32次補足調査検出遺構図

地塀一条、建物二棟、柵四条、溝二条、炬四カ所などを検出した。SD四一〇〇は、南面大垣の心より北五mの位置に心があり、東流する。大きく二時期に分かれ、下層がSD四一〇〇A、上層がSD四一〇〇Bである。SD四一〇〇Aは、幅一・八mを測り、深さは調査区西端で〇・四m、東へいくほど深くなり、最深一・〇mを測る。堆積土は大きく二層に分かれ、上層は暗褐色砂質粘土、下層は灰色砂である。

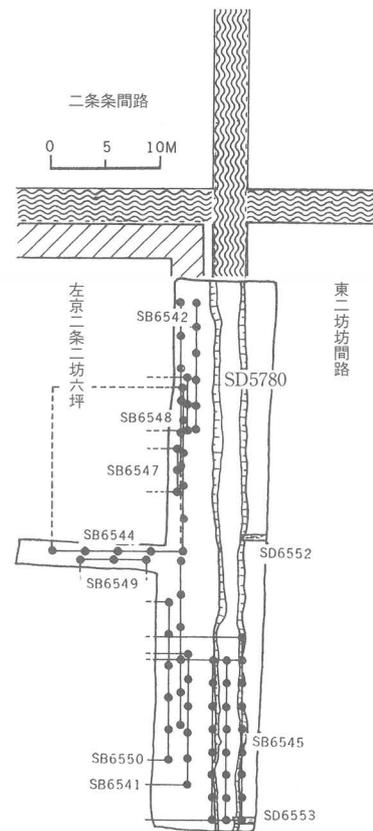
SD四一〇〇Aからは式部省の考選関係の木簡を中心に約一三〇〇〇点の木簡が出土している。年紀をもつ木簡として、古いものでは神龜年間(七二四～七二九)の一群と、神護景雲年間(七六七～七七〇)から宝龜元年(七七〇)の一群とがある。これらは出土位置を異にし、漆紙文書二・三は、奈良時代後半の後者が出土した地区からの出土である。これらについては『平城宮木簡』四・五・六(一九八六年・一九九六年・二〇〇四年)を参照されたい。

(三) 左京二条二坊六坪
(第六八次調査)

第六八次調査は一九七〇年に行われ、左京二条二坊六坪東北隅を発掘した。漆紙文書は、東二坊坊間路西側溝SD五七八〇から二点出土した。これらは既に『平城木簡概報八』(一九七一年)において伴出木簡とともに



第4図 第68次調査 SD5780 (南から)



第5図 第68次調査検出遺構図

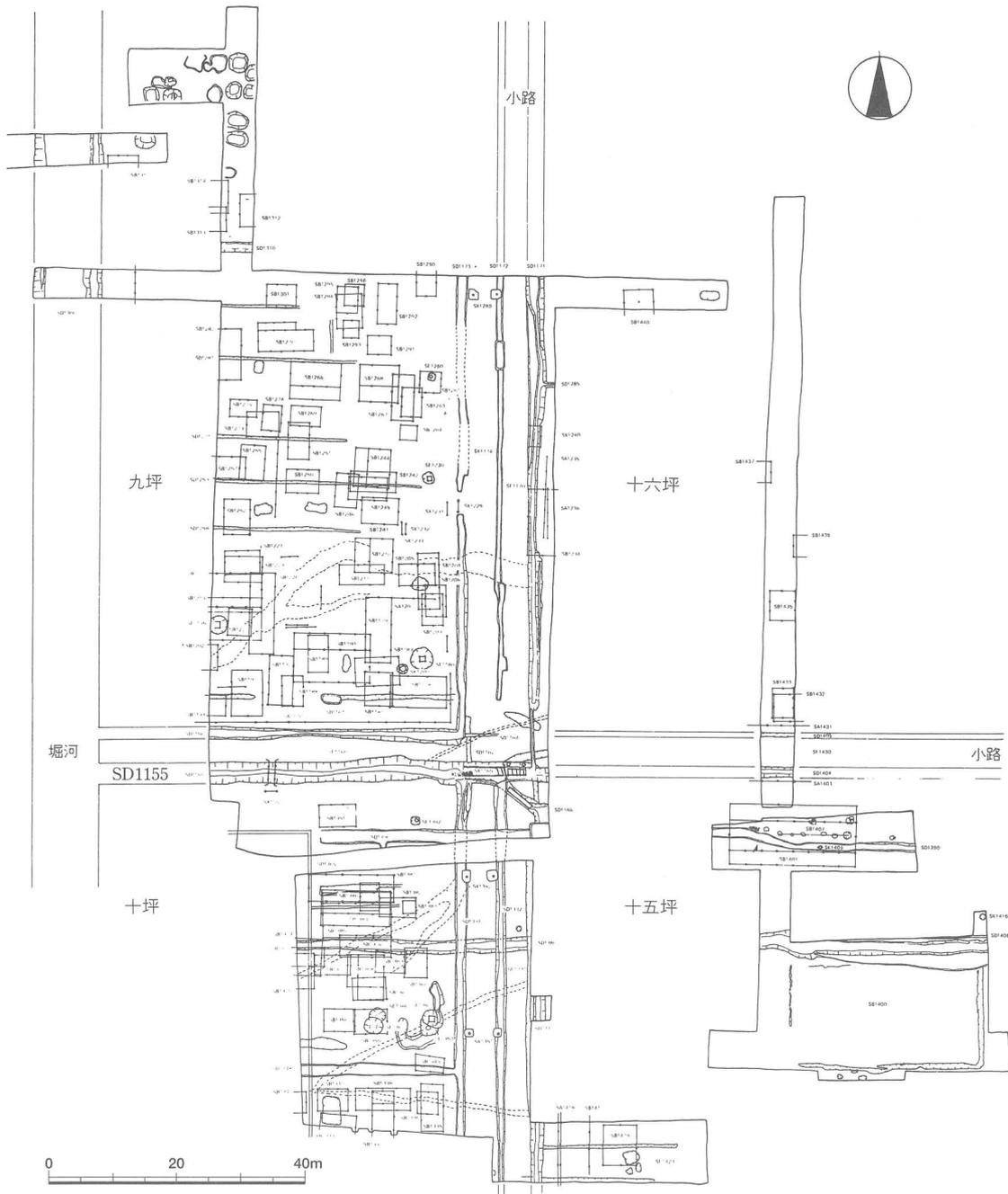
に漆片に文字のあるものとして報告している。

漆紙文書四・五が出土した西側溝SD五七八〇は、幅三・二m、深さ〇・六mを測り、他に木簡七九点、「東南隅」「東隅」などの墨書土器、和同開珎・万年通宝などの銭貨が出土した。木簡には郡里制(～靈龜三年(七一一))や郡郷里制(靈龜三～天平二二年(七四〇))の地名表記をもつものがあるが、奈良時代後半の遺物も伴出しており、溝は奈良時代を通じて機能していたとみられる。

(四) 左京八条三坊十坪(第九三次調査)

第九三次調査は一九七五年に行われ、左京八条三坊(東市周辺東北地域)を調査した。漆紙文書は九・十坪坪境小路南側溝SD一一五五から九点、他に墨付きのない断片二片が出土した。これらは接合しないが、本来同一の文書であったと推定できる。本報告書にはこのうち判読可能な二点を掲載した。

SD一一五五は、幅三・四m～三・八m、深さ一・二mの規模で、西に流れ、平城京の東堀河と推定されるSD一三〇〇に流れ込む。SD一一五五からは他に、郷制下の付札を含む木簡二五点、「法所」「土寺」「紀伊」などの墨書土器、漆塗



第6図 第93次調査検出遺構図

木製匙、漆皮箱、漆塗冠帽断片、漆濾し布、漆容器の土師器皿・杯、須恵器壺、ヒノキ製曲物、漆刷毛・籠などが出土し、付近に漆器工房の存在が想定できる（『平城京左京八条三坊発掘調査概報』一九七六年、『平城木簡概報一』一九七七年）。

なお、同じ溝から墨痕のある漆紙文書の他に、墨痕のない漆容器蓋紙も多数出土している。このうち参考資料一として掲げたものは、最大径一九・七cmの円形を呈する。これは同じ溝から出土した文字のある蓋紙と比べて大型であり、杯の蓋紙ではあり得ず、曲物容器に付されたものである。大型であることを考えると、地方からの運搬用、または平城京での保管用の容器であると考えられる。運搬容器でそのまま保管した可能性は高い。また、これには厚く漆が付着している。同じような漆付着状況を示す断片は同じ溝から他にも出土しており、円形には復元できないものの、同様の蓋紙が多数存在したことが推定できる。一方、墨痕が確認



第7図 第93次調査 SD1155 (東から)

できる漆紙文書には漆があまり厚くは付着していないので、状態は明らかに異なる。大型の蓋紙は、運搬用、または保管用の容器として長い時間漆液にかぶせられていた状況が推定でき、小型の蓋紙は、小分け用またはパレット用の容器の蓋紙などとして短い時間だけ用いられ、付着した漆が丁寧に掻き落とされた状況が推定できる。

(五) 左京二条二坊十三坪(第一三一―三一次調査)

第一三一―三一次調査は、一九八二年に行われ、左京二条二坊十三坪を発掘した。漆紙文書は遺物包含層から一点出土した。

十三坪では、この調査の他、第一四一―五次、第二五一―二一次(東区・西区)

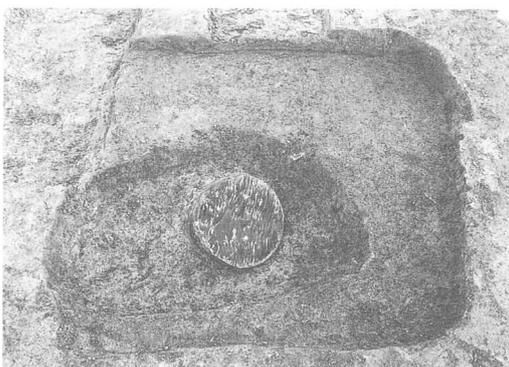
の各調査が行われ、調査成果は四つの調査区合わせて『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』(一九八四年)にまとめられている。それによれば、十三坪の遺構は八世紀前半から一〇世紀末に至る六時期にわたる遺構が検出されたが、漆紙文書は遺構に伴わない。後述するように平城宮土器Ⅳに比定される土器に付着しているので、奈良時代後半のものであろう。

なお、漆関連遺物として、第二五一―二一次調査区の包含層から唐草と鳥の文様を針書きした漆器の破片が出土している。これは奈良時代末から平安時代初期を大きく降らないと推定されている。また、文字資料として、同じく第一五一―二一次調査区の十二・十三坪境小路東側溝SD二七四〇から志摩国英虞郡舟越郷の海松の付札などの木簡計三点、中世の土取り穴SK二七七〇に混入した伊豆国賀茂郡の付札木簡一点が出土している(『平城木簡概報一七』一九八四年)。

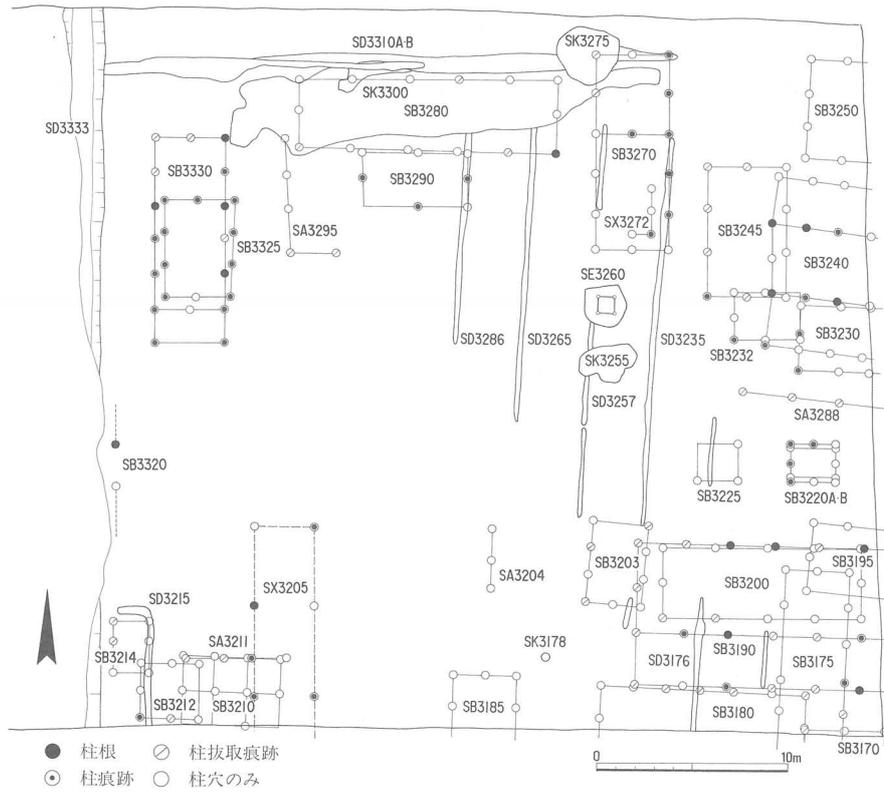
(六) 左京八条一坊六坪(第一六〇次調査)

第一六〇次調査は一九八四年に行われ、左京八条一坊三・六坪を発掘した。

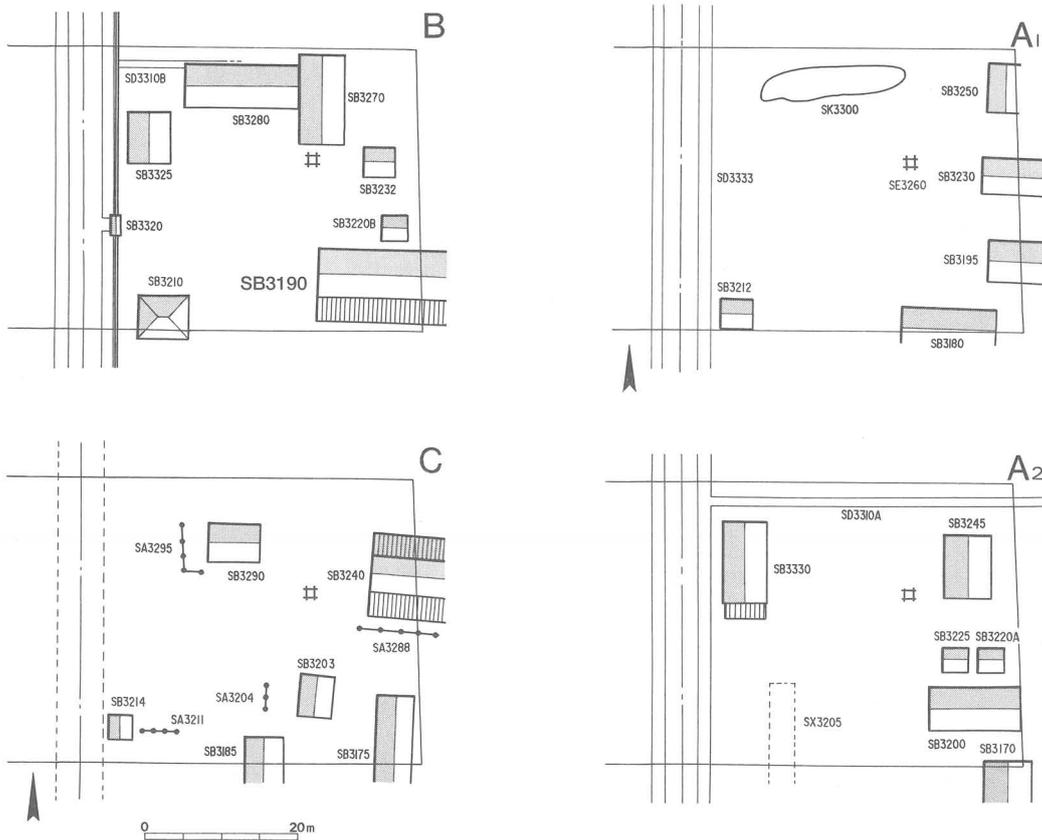
漆紙文書は六坪にある掘立柱建物SB三一九〇の柱穴から一点出土した。当該地の調査成果は『平城京左京八条一坊三・六坪発掘調査報告書』(一九八五年)にまとめられている。それによれば、検出した奈良時代から平安時代初頭の主な遺構として、八条条間路と三・六坪の坪境小路東側溝、掘立柱建物四七棟、池状遺構一、井戸一基などがある。このうち、



第8図 第9号漆紙文書出土状況 (南から)



第9図 第160次調査 左京八条一坊六坪遺構模式図



第10図 第160次調査 左京八条一坊六坪遺構変遷図

六坪の遺構はA1、A2、B、Cの四時期に分けられる。SB三一九〇は、桁行六間以上、梁間二間の規模をもつ、奈良時代後半から末頃（B期）の南庇付東西棟建物で、漆紙文書九は身舎西南隅柱の抜取穴から出土した。

(七) 右京八条一坊十四坪(大和郡山市教育委員会調査)

この調査は、一九八四年に大和郡山市教育委員会によって行われた。右京八条一坊十三・十四坪については、大和郡山市教育委員会と奈良国立文化財研究所が、一九八四年から一九八六年にかけて、計五カ次にわたり調査を行っており、この調査はそのうちの一つである。漆紙文書は大和郡山市教育委員会担当部分の十四坪にある土坑SK二〇〇一から計六九点出土した。本報告書ではこのうち釈読可能な四二点を掲載した。

調査成果は『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』(一九九〇年)にまとめられている。それによれば、奈良時代の主な遺構として、I期～IV期の四時期にわたる多数の掘立柱建物、塀、道路、井戸、溝などを検出した。建造関係遺物や漆工関係遺物が出土しており、大規模な工房遺跡であったと推定できる。調査地の付近には西市が所在しており、市と深く関係する工房であると考えられている。漆紙文書が出土した土坑SK二〇〇一は、東西二・七m、南北一四・三m、深さ二三cmを測る大規模なもので、奈良時代前半(遺構変遷のII期)に位置づけられている。同じ土坑から、漆容器の須恵器壺、及びその栓、クロメ用と思われる須恵器盤、漆濾し布などの漆工房関係遺物が伴出している。

なお、墨痕のある漆紙文書六九点以外に、多数の墨痕のない漆容器蓋紙も出土している。本来墨書のある断片と同一個体であったと推定できるものもあるが、それとは別に注目すべき資料として参考資料二・三があるので付言する。このうち参考資料二は、三回折りたたまれた紙の断片で、現状で長辺一四・五cm、短辺

一一・〇cmを測る。復元的に開くならば、直径二九cm以上の円形となる。

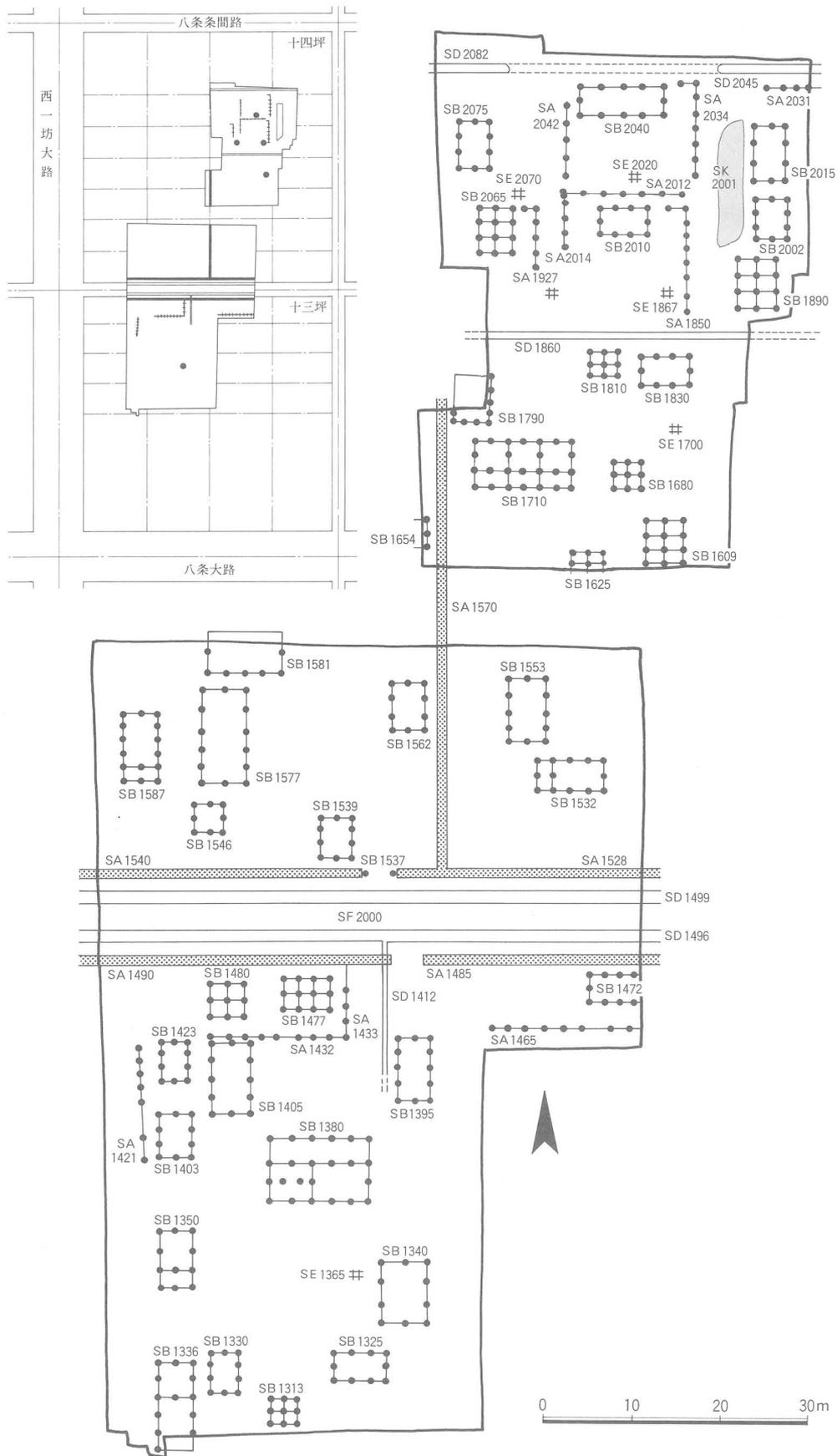
これらはいずれも大型の蓋紙であり、また、厚く漆が付着している。第九三次調査で出土した文字のない蓋紙と同様に、地方からの運搬用、または平城京での保管用の曲物容器に付されたものである。これに対し、同じ土坑から出土した文字のある漆紙文書には漆があまり厚くは付着しておらず、小分け用またはパレット用の容器の蓋紙などとして短い時間だけ用いられ、付着した漆が丁寧に掻き落とされた状況が推定できる。

(八) 左京二条二坊五坪(第二〇四次調査)

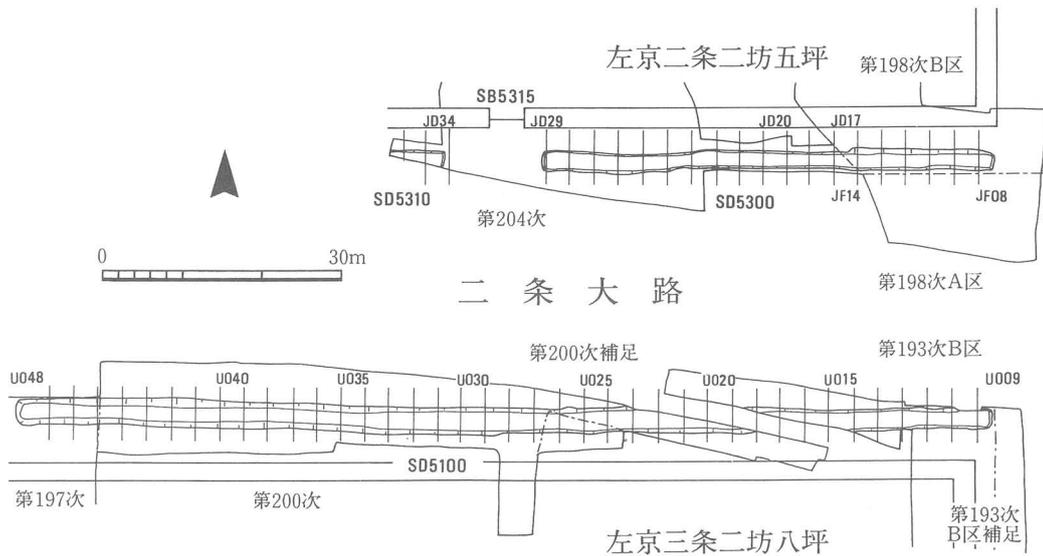
第二〇四次調査は一九八九年に行われた。百貨店建設の事前調査として、左京二条二坊五坪(藤原麻呂邸推定地)及び左京三条二坊一・二・七・八坪(長屋王邸推定地)を、一九八六年から一九八九年にかけて発掘した一連の調査のうちの一つである。第二〇四次調査では、このうちの二条二坊五坪及びその南の二条大路を調査した。漆紙文書は二条大路上に設けられた濠状遺構SD五三〇〇とSD五三一〇から各一点出土した。

SD五三〇〇・五三一〇は、SD五三〇〇とともに、二条大路の路面上に南北両側溝と平行して、その道路側に掘られた東西に延びる濠状遺構で、いわゆる「二条大路木簡」と総称される木簡群が出土した遺構である。

SD五三〇〇は、二条大路の北端にあり、東二坊坊間路西側溝SD四六九九の〇・八m西から左京二条二坊五坪南面中央にある門SB五三一五の四m東まで延びている。幅二・二・七m、深さ一・一・三mの規模で、全長五六mを完掘した。土層は大きく四層に分けられ、最上層が埋め立て土、下三層が堆積土である。漆紙文書は伴出木簡とともに上から三層目の木屑層から出土した。伴出木簡の年紀は一点のみ神龜五年(七二八)のものがあがるが、他は天平三年(七三一)～八年



第11図 右京八条一坊十三・十四坪検出遺構図 (Ⅱ期)



第12図 SD5100・5300・5310 地区割図

に収まる。

SD五三二〇は、門SB五三一五の西で、門を挟んでSD五三〇〇と対称の位置にある濠状遺構である。東端から六m分を検出したが西端は調査区外に延びる。幅は現状では不明であるが、約二mと推定され、深さは一・一mの規模である。土層は四層に分けられるが、漆紙文書は伴出木簡とともに上から三層目の木屑層から出土した。木簡の年紀は天平八年のものにほぼ限られる。SD五三〇〇もSD五三二〇も流れた痕跡のない遺構である。

一連の発掘成果の詳細及び出土木簡につ

ては、『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』（一九九五年）、『平城京木簡』一・二（一九九五年・二〇〇一年）、『平城木簡概報二〇〇三』（一九八八～一九七七年）を参照されたい。特に漆紙文書については『平城木簡概報二四』（一九九一年）に伴出木簡とともに掲載されている。

（九）西隆寺跡（第二二八次調査）

西隆寺跡の発掘調査は、大型商業施設や都市計画道路の建設に伴い、一九七〇年代前半、一九八〇年代末から一九九〇年代初頭、及び一九九〇年代末から二〇〇〇年代初頭にかけて、断続的に行われている。このうち、第二二八次調査は一九九一年に行われ、一点の漆紙文書が出土している。

西隆寺は、奈良時代の末に、惠美押勝の乱に勝利した称徳天皇が創建したもので、西大寺と対になる尼寺である。神護景雲元年（七六七）八月に造西隆寺司長官以下の任命があり、宝亀二年（七七二）八月に印が頒賜されていることから、この頃までには一応の完成をみたものと推定されている。

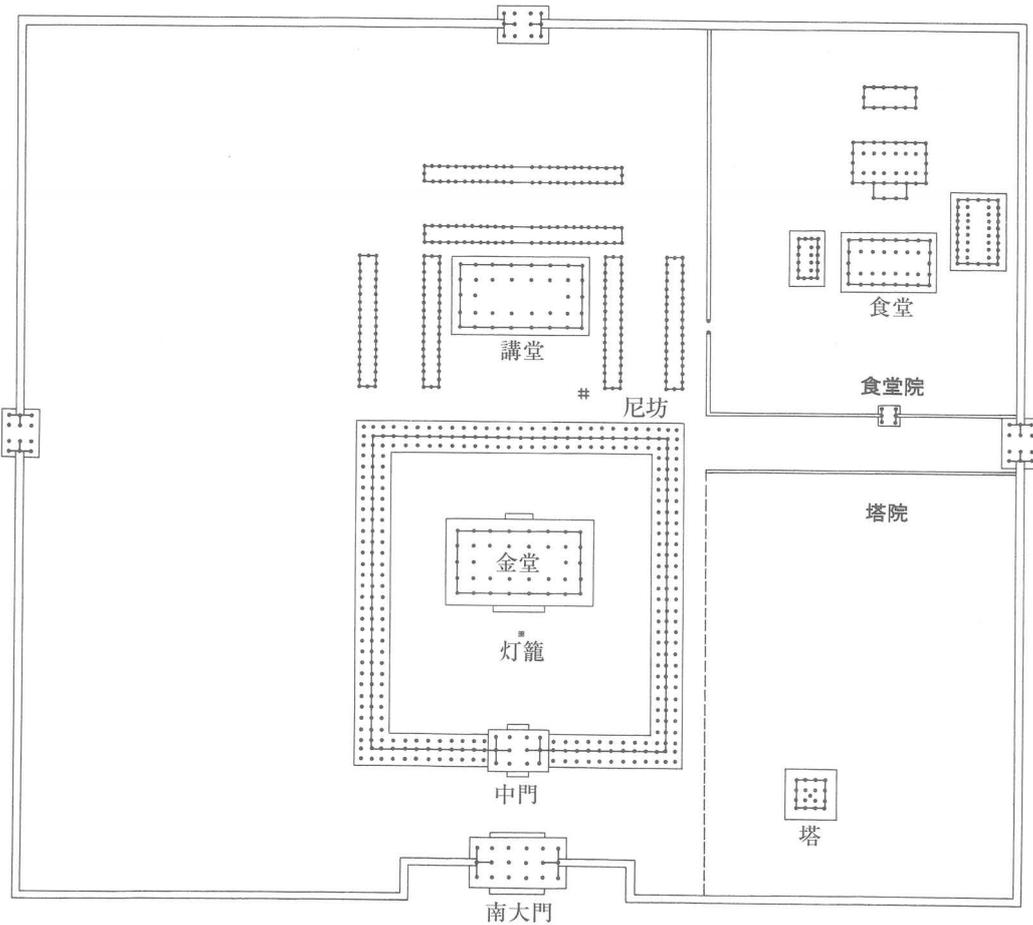
伽藍は文献史料から平城京右京一条二坊九・十・十五・十六坪を占めていることがわかる。発掘調査の結果、中軸線上に回廊に囲まれた金堂をはじめとする中心堂舎が配されていたことが判明している。また、北面回廊の東延長線上に東門があり、東門を寺域内に入ると、西へ向かって道路が延びており、その南北両側には築地塀で囲まれた区画が存在する。南側の区画は塔院、北側の区画は食堂院であると推定されている。

食堂院は西隆寺造営以前に九坪にあった池状遺構SG五三〇を埋め立て、掘立柱建物SB五一〇を解体した後、整地を施して建設されたこと、当初は掘立柱建物から構成されていたが、奈良時代末から平安時代初頭にかけて礎石建物を中心とするものに改修されたことなどが判明した。第二二八次調査は、食堂院内にお

いて、食堂の西から北の位置にかけて斜行する調査区を設定して発掘しているが、漆紙文書は調査区の西南隅から出土した。ここには先述のSG五三〇があり、西隆寺造営に伴う埋土及び整地土、さらにその上に奈良時代末から平安時代初頭にかけての遺物を包含する層が堆積している。この地区は西隆寺造営後、建物と塀にはさまれた空地にあたり、塵芥処理用の一画として利用されたと推定されている。漆紙文書が出土したのは、このうちの池の東側の整地土にあたる茶褐土下層からである。同層からは平城宮土器Ⅳ・Ⅴに該当する土器が出土している。ただし、この整地土が食堂院の創建に伴うものか、改修に伴うものかは判然としない。

なお、漆紙文書出土地区からは、ほかに漆塗関係遺物の出土は報告されていないが、回廊東北隅の外側にある土坑SK四五五からは、漆運搬容器の須恵器壺、横瓶が出土しており、回廊礎石据付穴からも漆の付着した須恵器片が出土している。西隆寺造営に伴い、漆塗作業が行われていたことがわかる。

また、関係する文字資料として、東門地区の調査において検出されたSX〇三三及びSX〇三五から多数の木簡が出土している。このうち、SX〇三五から出土した木簡のうち、年紀のあるものは、(天平)勝宝元年(七四九)の記載のある習書を除けば、天平神護三年(七六七)、及び(神護)景雲元年(七六七)の米荷札があり、SX〇三三では、(神護)景雲二年の調塩荷札、知識錢付札、(年号なし)四年の文書木簡があつて、いずれも西隆寺造営途上における年代を示す。両遺構からは、西隆寺の造営資材や労働者に対する食料支給に関わる木簡、造営のための知識錢の付札などが出土している。

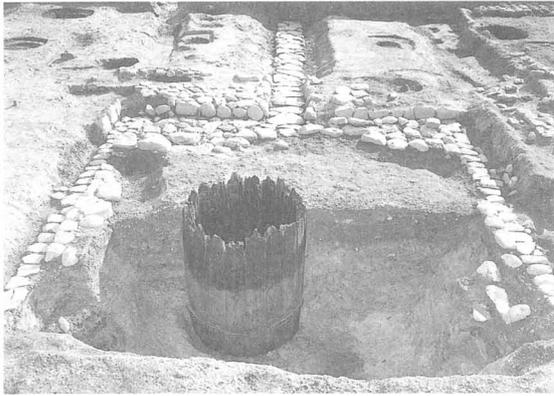


第13図 西隆寺伽藍復元図 (1:2000)

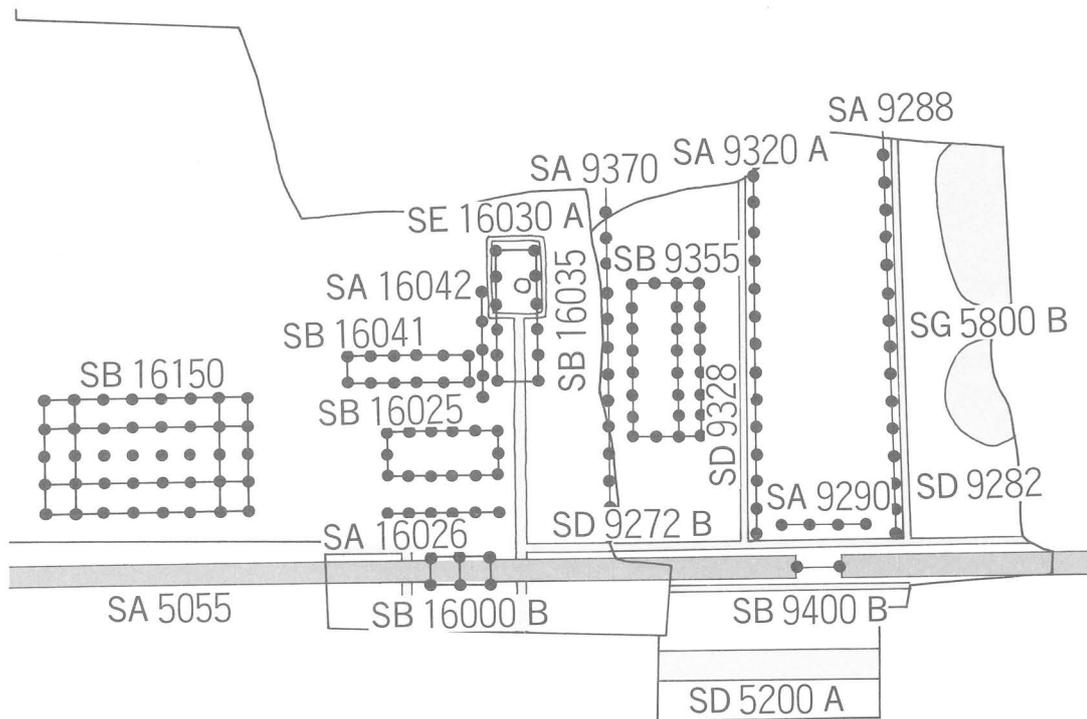
発掘調査の成果については、西隆寺調査委員会『西隆寺発掘調査報告書』（一九七六年）、奈良国立文化財研究所『西隆寺跡発掘調査報告書』（一九九三年）、奈良文化財研究所『西隆寺跡発掘調査報告書』（二〇〇一年）を、出土木簡については今泉隆雄「平城京西隆寺の木簡とその創建」（『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年）を参照されたい。

(一〇) 平城宮跡東院地区(第二四三・二四五―一次調査)

第二四三・二四五―一次調査は一九九三年度に行われ、平城宮東張出部南端、いわゆる東院庭園の区画の西を発掘した。漆紙文書は井戸SE一六〇三〇から一点出土した。検出した遺構は大きくA期からG期の七時期に分けられる。SE一六〇三〇は、このうち天平神護年間から神護景雲年間のD期に掘削され、宝亀年間のF期まで存続した井戸で、一辺5mの方形の掘形の中に幅約20cm、厚さ約10cmのヒノキの板材を縦に20枚並べて円形の井戸枠を作っている。井戸枠材のうち、一八点到墨書がある。漆紙文書は井戸枠内から出土したが、木簡の削屑一点が伴出している。この他、この井戸の排水溝に相当する南北溝SD一六〇四〇から五九点の木簡が出土している。発掘成果の詳細及び伴出木簡については『一九九三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（一九九四年）、『平城木簡概報二』（一九九四年）を参照されたい。



第14図 第243・245-1次調査 SE16030 (北から)



第15図 第243・245-1次調査検出遺構図 (D期、1:800)

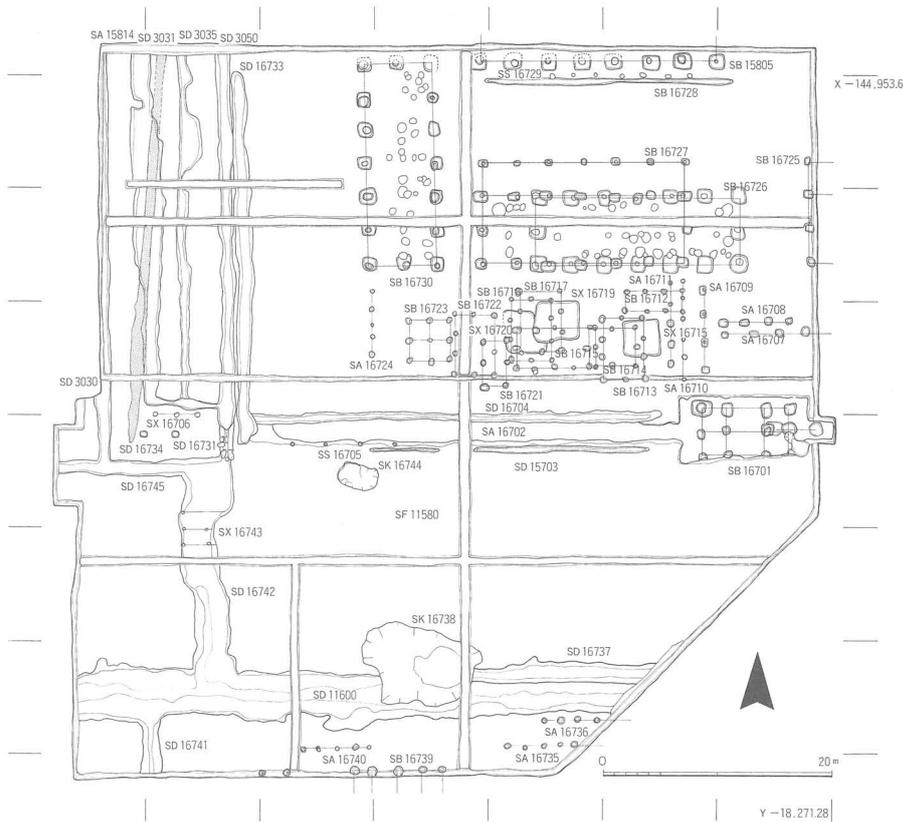
(一一) 平城宮跡造酒司推定地南(第二五九次調査)

第二五九次調査は一九九五年に行われ、内裏の東方、造酒司と推定されている官衙区画の南辺及びその南を東西に走る宮内道路に当たる部分を発掘した。漆紙文書は宮内道路南側溝SD一六〇〇から一点出土した。SD一六〇〇は、幅約五m、深さ一mの規模で、西流する。堆積土は大きく五層に分かれ、このうちの下から二層目と三層目の中に場所により木屑を多く含む層が見られた。漆紙文書は二八〇八点の木簡とともにこの木屑層から出土した。伴出木簡の年紀は、別の溝から混入した可能性のある天平一四年(七四二)のものを除き、宝龜四年(七七三)～延暦三年(七八四)の間に収まる。木簡の内容を検討すると、皇太



第16図 第259次調査 SD1160 (西から)

子時代の山部親王(後の桓武天皇)の春宮坊に関係するもの、及び桓武天皇の皇后の藤原乙牟漏の皇后宮職に関係するものが含まれていると考えられる。発掘調査の知見は『一九九五年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九六年)、『年報一九九六』(一九九七年)にまとめられており、伴出木簡につい



第17図 第250・259次調査検出遺構図

ては『平城木簡概報三二』(一九九六年)に掲載されている。

(二) その他

この他、墨痕のない、または文字の判読できない漆容器蓋紙が第九次調査、第一五四次調査、第二〇〇次調査、及び第二七九次調査において出土している。図版、釈文は掲載していないが、大いに関係する遺物であり、周辺の調査で今後墨痕のある資料が出土する可能性もあるため、参考のためここに付記する。

第九次調査は一九七六年に行われ、平城宮跡東張出部にある庭園、いわゆる東院庭園の園池北半部を調査した。漆容器蓋紙は東院地区の東面を画する大垣SA五九〇〇の東雨落溝SD五八一五から一片、上層園池SG五八〇〇Bの堆積土から七片出土した。発掘調査の成果については『平城宮報告XV』(二〇〇三年)を参照されたい。

第一五四次調査は一九八三年に行われ、平城宮内裏の東方を発掘した。漆容器蓋紙はこの地区を南流する宮内の基幹排水路SD二七〇〇から一点出土した。この資料は漆のパレットに用いた土師器の杯にかぶせられているが、完存せず、本来の直径は不明である。残存部分は約九cm四方の断片となっている。同じ溝から漆塗り用刷毛のほか、一七七八点もの木簡が伴出した。発掘成果の詳細及び伴出木簡については、『昭和五八年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九八四年)、『平城木簡概報一七』(一九八四年)を参照されたい。

第二〇〇次調査は一九八九年に行われ、左京三条二坊八坪北辺と二条大路を調査した。漆容器蓋紙は二条大路上に掘られた濠状遺構SD五一〇〇から三点出土した。SD五一〇〇は、SD五三〇〇、SD五三二〇とともに、いわゆる二条大路木簡が出土した遺構である。一連の発掘成果の詳細及び出土木簡については、『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』(一九九五年)、『平城京木簡』

一・二(一九九五年・二〇〇一年)、『平城木簡概報二〇～三三』(一九八八～九七年)を参照されたい。

第二七九次調査は一九九七年に行われ、左京二条二坊十一坪を発掘した。漆紙文書は包含層から一点出土した。小さな土器片に付着した小片であり、わずかに墨痕が残るが、判読できない。発掘成果の詳細は『年報一九九七―Ⅲ』(一九九七年)を参照されたい。

第三章 漆の流通と漆紙文書

漆の流通と漆容器・蓋紙

漆紙文書は漆容器の蓋紙に使用された反古紙である。しかし、すべての漆容器に蓋紙が付されるわけではない。漆紙文書の史料学的位置づけを考えるためには、漆の生産から消費に至る過程の、どの段階で紙が蓋として用いられるのかをおさえておく必要がある。この問題を考えるための前提となる先行研究として、都城における漆の貢納、使用の問題を文献史料から明らかにした平川南の業績がある⁽¹⁾。また、漆工房に関係する遺物としての土器を扱ったものとして、玉田芳英の研究がある⁽²⁾。さらに、都城出土の漆紙文書を、漆の流通の中に位置づけようとしたものとして古尾谷知浩の研究があり、本章の直接の前提となっている。しかし、本報告書作成過程で明らかになった新しい知見も踏まえ、あらためて考察を加えることとする。

漆作業の諸段階と漆容器

まず、漆の採取段階であるが、漆の木に傷を付け、しみ出る樹液を掻き取っていく。現在、採取直後は曲物桶に入れるが、古代においていかなる容器を用いた

かは明らかではない。採取直後の漆を生漆と呼ぶが、次いでこれを精製する必要がある。精製作業は、盤などの大きな平たい容器を用い、紫外線もしくは熱をあてながら攪拌する。この作業をクロメと呼び、精製を経た漆をクロメ漆と呼ぶ。精製作業は漆の生産地で行う場合もあろうし、消費地で行う場合もあろう。奈良時代において、消費地で精製作業を行った根拠として、平城京跡右京八条一坊十四坪の調査でクロメに用いたと思われる盤の破片が出土していることが挙げられる（奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』一九九〇年）。これには内面から口縁部にかけて漆の膜が何層にも重なって付着しており、同じ盤を何回も繰り返し使ったことがうかがえる。

生産地から消費地まで運搬するには、須恵器の平瓶、長頸壺のような壺に入れる場合と、直径二〇cm前後以上の大・中型の曲物に入れる場合がある。須恵器壺を運搬に使用した根拠として、持ち運ぶために収めた籠の痕跡が付着している資料があることや、平城宮・京跡出土墨書須恵器壺の中に、例えば「余戸郷／道□部／鴨麻呂（底部外面）」「船木郷漆／□（底部外面）」「一合／石勝（体部外面）」（以上平城京跡右京八条一坊十一坪、西一坊坊間大路西側溝出土）、「□井（一升一合（底部外面、行の向きはほぼ直交）」（以上、平城宮跡東方官衙出土）といった郷名、人名、量の墨書銘を有する資料があることが挙げられる（玉田論文を参照⁴）。底部に墨書しているものは、漆を入れる前、つまり貢納元で記入したことは明らかである。通常の置き方では見えないこと、全ての容器に記載されているわけではないことなどから、都での検収目的のためには適さないが、平城宮・京跡出土資料の場合、その容器で地方から漆が京進されてきていることは確実である。

一方、曲物、或いは円形の木製容器で漆を運搬した根拠としては、『延喜式』大藏省に、「凡諸国所進年料漆、先令内匠寮定其品、即蓋上記定品之人名、然

後納庫。」とあることが挙げられる。後述のごとく、漆運搬用の須恵器壺には木布、藁などで栓をするので、文字を墨書できるような蓋は用いない。この大藏省式の規定は、身と蓋からなる曲物を用いたと考えるのにふさわしい規定である。

また、時代は降るが室町時代の東寺領新見荘の事例が挙げられる。大永四年（一五二四）最勝光院方評定引付の二月四日の項や、大永八年（享祿元、一五二八）最勝光院方評定引付の六月一七日の項には次のようにある。

大永四年最勝光院方評定引付 二月四日

一新見荘去年「大永三癸未」分公用之内、漆桶「指中」拾、同小桶一、都合十一桶、此内指中一桶ト小桶一ハ去年分ノ公事漆ニ支配、残指中九桶者、

去年年貢分ニ可有支配之由、衆儀了、仍召塗師、如例シホラセ了。（後略）

大永八年最勝光院方評定引付 六月一七日

一新見荘ヨリ漆桶「サシナカ」二到来之間、令披露之処、（中略）今日召塗師令支配畢。（後略）

（いずれも「東寺百合文書」る。細字部は「」内に示す。）

これらを見ると、新見荘から東寺に桶で漆が納入されていることがわかる。これは曲物ではなく、結物の桶である可能性もあるが、蓋紙については同様と考えるとよい。

さて、漆は消費地まで運ばれた後、実際に使用される時まで保管されるが、運搬容器のまま保管する場合と、大きな甕のような容器にまとめて保管する場合がある。実際の消費時点では小型の曲物や壺に取り分ける場合があり、さらに杯や皿などの土器に小分けにされることもある。曲物を漆使用時点で用いた根拠としては、口縁部に刷毛置き痕跡と考えられる凹形の加工が施されている資料がある。塗る直前には杯などをパレットとして用いるが、同時に使用する道具として刷毛、篋、タンポ、漆濾し布・紙などがある。

漆の生産から消費に至るまでは以上のような諸段階があり、それぞれの段階で目的に合わせて容器が用いられるが、蓋紙が用いられるのは曲物、杯のみである。出土した蓋紙が付されていたのが曲物であるか杯であるかは、縁辺部の形状で区別できる場合がある。一方、クロメ用の盤は繰り返し使われており、これで漆を保管したとは考えがたいので、蓋紙を付すことはなかったであろう。運搬用の壺には、木、木に布を巻いたもの、布、藁などで栓をしますので、蓋紙は用いない。中の漆を使うときには栓は固着して取れないことが多いので、頸部を割って取り出すことになる。これは破断面に漆が付着していることから推測できる。なお、反古紙は蓋紙以外にタンポに用いられている例もある。

蓋紙の復元直径は、大型（直径三〇～三五cm）、中型（二〇～二五cm）、小型（一五cm前後）のグループがあり、これは容器の直径に規制される。大まかにいえば、大・中型のものは運搬、保管用、小型のものは小分け用と推定できる。

以上のように、漆紙文書の大きさや形態から、その資料が漆作業のどの段階で、どのような容器に付されていたのかを推定する必要がある。

次に、容器に付された蓋紙としての反古紙が、どこから供給されたのかという問題に触れておくことにする。この問題について、出土遺跡の種別ごとに考えてみよう。

漆作業用の反古紙の供給

国府レベルの遺跡では、文書を管理する機関も漆を大量に消費する機関も限られる。従って、文書廃棄主体と漆使用主体は一致することが多い。また、その主体が、文書が捨てられた場所にある施設と密接に関係することも推定可能である。つまりいずれも主体は国に関係する機関であると推定できる。その他の場合として、郡から進上された漆容器とともにたらされた、郡廃棄の文書が含まれるこ

ともあろう。これは文書の内容により区別する他はない。

地方における工房の場合は、国府から廃棄された文書もあるだろうし、この場合でも郡レベルから進上された漆容器に付着した、郡廃棄の文書が含まれることもあり得る⁽⁵⁾。

これに対し、都城の場合は状況が複雑である⁽⁶⁾。まず、地方からの運搬容器が須恵器壺であった場合、反古紙が使われるのは、都城で小分けされた曲物、杯のみである。つまり、小型のものに限られる。蓋紙は都城で付されるため、在京諸司、諸家、諸寺から廃棄されたものである可能性が高い。文書として廃棄された後の反古紙供給経路を考えると、直接漆工房に関わる官司から廃棄された場合、官司払い下げの反古紙が、官司のルートを経て流れてきた場合、市などに一度流れた後、購入により調達された場合などが考えられる。

次いで、地方からの運搬容器が曲物であった場合は、別の可能性も考えなければならぬ。地方から京進された時点では、地方で付された蓋紙がかぶせられていることになる。その蓋紙は地方官衙（生産地に近い郡か、進上主体である国かは問題が残る）から供給された可能性が高いが、反古紙が払い下げられた場合もあるだろうし、未使用の白紙が使われた可能性もあろう。いずれにせよ、地方の紙が蓋紙として付され、中身の漆及び容器とともに都城にもたらされたときみなければならぬ。その後、漆を使用するに従い、蓋紙を取り替えることもあろう。その場合は都城で廃棄された文書が付されることになる。いずれの場合でも、運搬容器から小分けされた杯には都城で廃棄された文書が付されることになる。

反古紙供給経路の諸相

次いで、本報告書に収録した事例について、それぞれ反古紙供給のあり方を復元することを試みる。

(一) 左京三条二坊十六坪

土坑SK三九五から計帳様文書(一)が出土している。この地は宮外官衙もしくは離宮的な機能をもつ施設があったと推定されている。従って、付近に大規模な漆工房が継続して操業していたことは想定しがたい。漆蓋紙は小規模な漆塗作業、例えば調度品の製作、修理などに際して用いられ、ここで廃棄されたのであろう。漆塗作業用に大量に反古紙が調達されたとは考えられないので、蓋紙に用いられた反古紙は、作業時に手近にあったものか、工人が外から持ち込んだものか、いずれかであろう。

なお、同じ坪にある井戸から「内匠寮」と記した木簡が出土している。天皇の家産機構における手工業部門と何らかの関係があった地であることが推定できる。もちろん、工房ではなく、離宮的施設における小規模作業に関わるものであろう。内匠寮は神龜五年(七二八)に設置された官司であり、和銅元年(七〇八)以降、養老七年(七二三)以前のものと推定される計帳様文書の年代とは開きがある。しかし、文書作成時点とこれが不要になって蓋紙として再利用されるまでの時間差を考慮すると、この坪内で内匠寮に関係する漆塗作業が行われていて、当該漆紙文書がその際に用いられた蓋紙であった可能性は否定できない。

(二) 平城宮跡東南隅

SD四一〇〇Aから二点(二・三)の漆紙文書が出土している。伴出木簡は式部省の考選関係文書が中心であるから、この場合も付近に漆工房の存在は想定できず、一時的な漆塗作業に伴うものであろう。

(三) 左京二条二坊六坪

東二坊間路西側溝SD五七八〇から二点(四・五)の漆紙文書が出土した。

出土地周辺の状況を考えると、奈良時代前半には左京二条二坊五坪の地に藤原麻呂の邸宅があったことが、二条大路木簡の内容からうかがえ、奈良時代後半には、左京二条二坊の地に梨原宮が営まれていたことが推定されている(奈良国立文化財研究所『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』一九九五年)。そのような地域に、継続的に大規模な漆工房が営まれていたとは考えがたく、やはり邸宅内における調度品の製作、修理など、小規模な漆塗作業が行われていたと解される。反古紙の調達について考えると、まとまって大量に供給されていたというあり方ではなく、漆塗作業をしていた場で手近にあった反古紙を利用したか、工人が外から持ち込んだ反古紙を利用したかであろう。

文書の内容をみると、二点のうち一点(四)は、郡里制もしくは郡郷里制下の田地に関する文書、もう一点の一次利用面(五b)は養老令制下の左京または右京の計帳、二次利用面(五a)は、宝龜二年(七七二)の年紀をもつ文書である。作成時期に違いがあるが、田地関係の文書は保存期間が長かったのに対し、計帳は短期間で不要になったことによるものと考えられ、同時期に漆容器蓋紙として再利用されたと考えてよい。

京内から出土しているので、京の計帳だけから判断すると、中央に提出されたものか、京職が控えとして保管し、ここから廃棄されたものかという点については判断しがたい。しかし、二点の文書が同じ経路で払い下げられた反古紙であるとする、京職に田地関係の文書があったとみるのは不自然である。この場には中央政府に提出された人民や田地の支配に関わる公文の反古紙が集まっていたということになる。かかる公文を管理していたのは民部省であるから、これらの反古文書の供給元は民部省であろう。

なお、同じ東二坊間路西側溝の下流、左京二条二坊五坪の東にあたるSD五〇二一からは、「大倭国志癸上郡大神里・和銅八年/計帳」と木口に墨書し

た計帳の軸が出土している（『平城木簡概報二三、一九九〇年』）。SD五〇二一からは、他に天平一九年（七四七）の泉坊からの覆盆子進上文書木簡、天平一九年の長門国調綿付札木簡、美作国庸米付札木簡、備前国調付札木簡、左大臣官交易に関する木簡、資人、宿直、兵衛に関する木簡、内容不明の（天平）二一年の年紀をもつ木簡などのほか、大都保（壺）一口、漆一升三合などを購入するための錢一貫の出納に関わる文書木簡が出土している（『平城木簡概報二三』）。

さて、和銅八年（七一五）大倭国計帳が卷子装の状態で溝に廃棄されたことは想定しがたい。計帳が不要になった後、料紙を再利用しつくして残った軸だけを捨てたと考えられる。計帳自体の年紀は和銅八年であるが、伴出木簡の年紀から考えて、軸が廃棄されたのは天平末年であろう。計帳の紙の再利用の仕方は、もちろん漆容器蓋紙とは限らない。当然紙背の利用なども考えられる。しかし、伴出木簡から、当時付近で漆が利用されていたことが推定できるので、漆容器蓋紙として用いられることもあったという推定も、あながち憶測とはいえない。

SD五七八〇出土漆紙文書は、SD五〇二一出土計帳軸と廃棄された年代が離れており、直接関係づけるわけにはいかない。しかし、奈良時代半ばにおいても後半においても、付近に民部省関係の反古紙が供給されていた場があったということを示している。

（四）左京八条三坊十坪

この地は東市に近接する地域にあたるが、漆紙文書（六・七）は九・十坪坪境小路南側溝SD一一五五から出土している。同じ溝からは漆製品のほか、漆容器、漆塗作業に用いる道具類が出土しており、付近に漆工房があったと推定できる。また、ここから漆運搬、保管用の曲物に付されていたとみられる漆容器蓋紙も伴出しており、このことから漆が大量に用いられていたことがうかがえる。

出土した漆紙文書の内容は不明であるため、反古紙の供給経路については不明とせざるを得ないが、東市に近い漆工房という条件を考えると、後述の右京八条一坊十四坪の場合と同様に、市で購入した反古紙であった可能性もある。なお、確言はできないが、漆運搬、保管用曲物に付された文字のない蓋紙は、地方から漆とともに平城京にもたらされた可能性もある。

（五）左京二条二坊十三坪

遺物包含層から杯に付着した状態で一点出土しているが、内容が不明確な上、遺構に伴わないため、漆塗作業のあり方や、反古紙供給経路について推定することは困難である。しかし、この場所も法華寺のすぐ南側で、離宮などの施設が付近に想定される地であるから、そうした離宮や貴族邸宅などでの一時的な漆塗作業に際して用いられたものかもしれない。小分け用あるいはパレット用の土器に付着していたことも、少量だけ漆を用いた状況にふさわしい。

（六）左京八条一坊六坪

漆紙文書（九）は、掘立柱建物SB三一九〇の柱抜取穴から、曲物に入ったまま固化した漆塊に付着した状態で出土した（曲物の木質部分は失われている）。この地は、他に漆塗作業関係遺物が目立つわけではなく、漆工房の遺跡とは考えがたい。柱抜取穴から出土したことからすれば、これは建物解体時点に関係する遺物である。しかし、解体作業に漆が必要であったとは思われないので、その点不審である。また、漆塗作業はほこりを嫌うので、建物解体工事のすぐ近くで漆塗作業を行っていたことも考えがたい。また、当該漆容器は、漆を使いきらないうちに固化してしまったために使えなくなり、捨てられたとみられるが、このことも建物解体と同時に漆塗作業を行っていたのではないことを示している。

しかし、このように使えなくなった漆の容器を、わざわざ遠くから運んできたことも想像できないので、同時ではなくとも、一連の解体、新築工事の過程で使用されるはずだった漆の容器であったことは推定できる。建築工事に用いるのであれば、漆は大量に必要とされたはずであり、保管容器としての曲物が出土することは自然なこととして理解できる。

次いで、この文書の供給経路を考えることにする。この曲物容器は直径一八・〇cmを測るが、漆が残存していることからみて、蓋紙の付け替え回数は少なかつたと想像される。内容を見ると、オモテ面には二段にわたり歴名が書かれ、年齢と年齢区分を細字双行に記している。その下には数字の書き込みがなされている。書体や書き込みの存在から考えて、清書された正式の京進文書とは考えられず、行政事務の末端で使用された文書とみられる。漆付着面も歴名であるが、性格は不明である。書体から考えてこちらが一次利用の面であろう。曲物に付着している蓋紙の付け替えがなかったことから考えると、地方で廃棄された文書が漆容器の曲物に付され、そのまま内容物とともに平城京にもたらされた可能性がある。

(七) 右京八条一坊十四坪

この遺跡は、西市と深く関係する工房の遺跡であり、長期間継続して漆塗作業が行われていた場所である。坪内の土坑SK二〇一からは大量の漆紙文書が出土しており、あわせて、ここでも漆運搬、保管用の大型曲物に付された蓋紙が出土している。

文書の内容は多岐にわたる。まず、籍帳類とみられる歴名(一〇〇一四・一六〇二八)、正税帳類とみられる稲穀関係の文書(二九・三一)といった、律令国家の行政に関わる公文がある。歴名も稲穀関係の文書も、互いに接続しない複数の断片に分かれている。本来はそれぞれ単一の文書であったものが分離した可能

性もあるが、公文の書かれている面がオモテ面の場合と漆付着面の場合があり、両者は同一の蓋紙ではあり得ない。したがって、それぞれ一つの、あるいは複数の卷子装の文書から、複数回、継続して蓋紙として再利用するために切り取った状況が推定できる。この反古紙利用のあり方は、継続して操業していた漆工房にふさわしい。

同じ土坑からは他に試字として書かれたとみられる『中阿含経』の一部(三八)、『論語』何晏集解の一部(三九〇四二)、その他の習書類(四三〇四七)も含まれている。『中阿含経』が試字だとすると、一紙で完結していたはずであり、これが単独で漆工房に供給されたとは考えにくい。ため、何紙か貼り継がれた状態で払い下げられた可能性を考えなければならない。また、『論語』何晏集解は、紙背が利用されており、その後で漆工房に供給されたことになるが、その経緯は不明である。

このように、漆工房に払い下げられるまでの過程には問題が残るものの、公文類も含め、同じ土坑から出土したことに注意すべきである。歴名、稲穀関係文書、試字とみられる仏典、論語などは、その多様性から考えると単一の官司から廃棄されたものではなく、複数の機関が供給源だったとみられる。これらがほぼ同時に同じ場所で漆容器蓋紙として用いられて、同じ土坑に廃棄されているのである。

この漆工房では、継続的に作業が行われていたから、継続的に大量の反古紙が必要とされていたはずである。複数の機関からさみだれ式に調達したと考えるのは不合理である。この遺跡の立地を考えると、すぐ近くにあり、多様な反古文書が集まっていた西市から、反古紙を購入していたと考えるのが最も自然である。また、文字のない大型の蓋紙は、漆容器とともに地方からもたらされた可能性もある。

(八) 左京二条二坊五坪

五坪の南に位置する濠状遺構SD五三〇〇及びSD五三二〇から各一点(五二・五三)の漆紙文書が出土している。先述したように、この濠状遺構から出土した木簡は、左京二条二坊五坪にあったと推定される藤原麻呂の邸宅、もしくは左京三条二坊一・二・七・八坪(旧長屋王邸)にあったと推定される光明皇后の宮に關係するとみられるので、付近に継続的に操業した大規模な漆工房の存在を考慮することはできない。宮や邸宅内における漆塗作業に伴うものであろう。

(九) 西隆寺跡

都城の寺院から漆紙文書が出土した例として初めてのものであるが、これは特殊な例とは考えられない。

寺院は漆を大量に消費する機関である。たとえば、法華寺の金堂造営に際しては、柱をはじめとする建築部材や調度品に至るまで、多くの漆塗作業が行われ、大量の漆が使用されたことがわかる(天平宝字四年「造金堂所解」、『大日本古文書』編年文書卷一六、二六六頁〜二七四頁)。また、仏像製作にも漆は必需であり、乾漆像製作に至っては膨大な量の漆が必要であったであろうことは容易に想像できる。造営時点に比べれば少量であろうが、建物、仏像、調度品の修復、更新に際しては、常に漆の需要があり、継続的に漆が消費されていたと考えられる。このような場では当然漆容器蓋紙が必要であり、反古紙が大量に調達されたはずである。

西隆寺跡では、食堂院から一点の漆紙文書(五四)が出土している。これは、復元すると直径三〇cmを超える大きさである。輸送もしくは保管用の大型曲物に付されていたと推定でき、大量に漆が用いられていたことがうかがえる。その内容は、「鉄工」や「優」婆夷」に対する食料支給に關係するとみられる文書であ

り、西隆寺造営に關する文書の反古紙が供給されていたことがわかる。この文書は、宝龜九年(七七八)とみられる年紀をもっており、西隆寺創建時点よりも新しい時期ということになる。食堂院は、奈良時代末から平安時代初頭において礎石建物への建替えを中心とする改修工事がなされているので、それに伴って作成された文書である可能性もある。この文書が廃棄されて漆塗作業のために用いられたのは、宝龜九年以降である。本例は、堂舎や調度品の維持、修理、更新を行う機関が、漆塗作業を行うにあたり、自らが保管していた文書を反古として、蓋紙に用いたということになる。

(一〇) 平城宮跡東院地区

井戸SE一六〇三〇から一点(五五)の漆紙文書が出土しているが、この付近にも漆工房の存在は推定できない。一時的な漆塗作業に伴うものであろう。

(一一) 平城宮跡造酒司推定地南

宮内道路南側溝SD一一六〇〇から一点(五六)出土している。伴出木簡は皇太子時代の山部親王(後の桓武天皇)の春宮坊、及び桓武天皇の皇后、藤原乙牟漏の皇后宮職に關係するものであり、漆工房が付近にあったとは考えられない。出土した漆紙文書が、その形状から小分け用またはパレット用の杯に付されていたとみられ、しかも単独で出土していることから考えると、これは一時的な漆塗作業に際して用いられたものと推定できる。

文書の内容は輪租帳に類似した公文であるが、これは春宮坊や皇后宮職から払い下げられたものではなからう。漆工人が外部から持ち込んだ反古紙であると考えられる。

漆紙文書の史料学的位置づけ

以上、平城宮・京跡から出土した漆紙文書の各事例について、それが用いられた漆塗作業のあり方や反古紙の供給経路を推定した。漆塗作業の場は、大きく四つの類型に分けることが可能である。第一は、継続的に操業していた漆工房の場合、第二は、建設現場に関係する場合、第三は、天皇、皇族の宮もしくは貴族の邸宅における比較的小規模な漆塗作業の場合、第四は、寺院における漆塗作業の場合である。

第一の類型として、(四)(七)があるが、典型的な例は(七)である。運搬、保管用の容器に付されていた大型の蓋紙も、小分け用またはパレット用の杯に付されていたとみられる小型の蓋紙も出土している。反古文書の内容は多様であり、遺跡の立地も考え合わせると、種々の反古文書が集まっていた市から調達されたことがうかがえる。また、大型の蓋紙は、地方において漆容器に付され、そのまま内容物の漆とともに平城京にもたらされた可能性が高い。

第二の類型としては、(六)がある。事例が一つしかないので、総体的には論じられないが、建設現場では大量の漆が必要とされたはずで、漆の運搬、保管用の曲物が出土していることは、この条件にふさわしい。付されていた反古紙は、地方の反古文書が漆容器とともに平城京にもたらされた可能性がある。

第三の類型としては、(一)(三)(八)(一一)があげられる。出土した漆紙文書は小片がほとんどであり、特に(一一)の場合は小分け用またはパレット用の杯に付されていたことがわかる。一時的作業を行った場合にふさわしい様相を示している。蓋紙には、作業時に手近にあった反古紙か、工人が持ち込んだ反古紙が用いられた可能性がある。(三)の場合は前者、(一一)の場合は後者に当てはまると考えられる。

第四の類型としては(九)の西隆寺跡がある。寺院においては堂舎の造営、調

度品や仏像、仏具の製作、修理に際して、大量の漆を用いており、漆容器蓋紙も大量に必要とした。西隆寺の例では、漆塗作業を行った機関が自ら保管していた文書を反古として用いている。

以上のように、漆紙文書の史料学的位置づけを考えるためには、漆塗作業のあり方と、漆紙文書の大きさ、形状、内容を総合的に検討していく必要がある。

註

- (1) 平川南「史料にみる古代の漆」『漆紙文書の研究』一九八九年、吉川弘文館
- (2) 玉田芳英「漆附着土器の研究」(奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』II、一九九五年、同朋舎出版)
- (3) 古尾谷知浩「都城出土漆紙文書の来歴」『木簡研究』二四、二〇〇二年
- (4) 玉田前掲註2論文
- (5) 鹿の子C遺跡の例。平川南「律令制と東国」『新版古代の日本』八、関東、一九九二年、角川書店を参照。
- (6) 都城における反古紙を含む紙の流通については、仲洋子「写経用紙の入手経路について」『史論』三三、一九八〇年を参照。